

成年後見人等受任で見えてきたこと (後見信託の適用拡大と”ぱあとなあ”会員について) 2/3

8/13/2017

北村社会福祉士事務所

代表 北村弘之

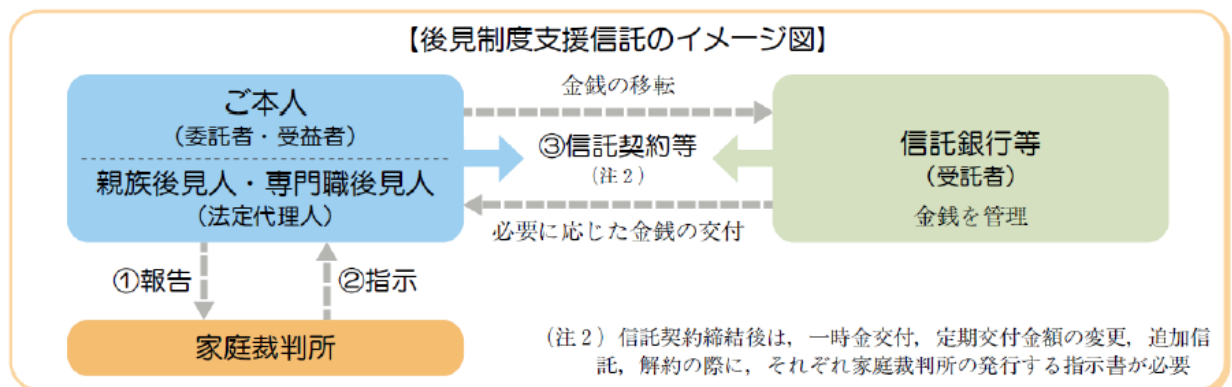
前回と同様、社会福祉士として「成年後見人等」の受任で見えてきた課題についてです。

課題2. 後見信託の適用拡大と利用促進

私の場合、被後見人等7名のうち、生活保護者3名(預貯金は当然少ない)の他、4名は預貯金額数百万円以上ある人です。当然、銀行等に全て預けて管理していますが、通帳等は自宅の簡易金庫に保管している状態です。これは随時出し入れの必要があるからです。私にとって、この自宅での保管は、盗難や紛失等に遭うのではないかという精神的負担が相当大きいのが現状です。また、後見人個人で管理しているので、いざ後見人が病気等になった際に必要なお金がスムーズに支払いできない場合が考えられます。(但し、多くの支払いは自動振替扱いになっています)

そこで、多額の預貯金がある場合は、「後見信託」を専門職にも適用してほしいのです。

後見信託とは、下図にあるように、被後見人の預貯金等を信託銀行に預け、必要な額(日常的に利用する)を定期的に、被後見人の預貯金口座に振り込むというものです。現在家庭裁判所の判断では、親族後見人を対象に、かつ数百万円以上の預貯金のある被後見人が対象となっているようですが、我々専門職にも適用を拡大して、精神的な負担から解消を図ってほしいものです。



家庭裁判所HPより

北村社会福祉士事務所

課題3. ぱあとなあ会員としての課題

ぱあとなあ会員は日本社会福祉士会会員の中で、後見業務研修を受けた会員で構成されており、全国で6,888名が名簿に登録されています。うち4,700名が実際に後見人等を受任しています。我々、社会福祉士に求められる強みは、「福祉的」な要素つまり、医療や介護の必要な人

への支援です。そのため基本的な前提は、ソーシャルワークを実践できる人なので、どうしても現業職場(福祉施設等)で活躍されている人が多いのです。つまり弁護士や司法書士の個人(法人)事務所の形態とは異なり、社会福祉士(ぱあとなあ)の多くは、福祉施設や公務員等で勤務しながら後見人としての業務を遂行しているのです。

ですから、4,700名のうち、後見等の一人当たりの受任件数は1~2件が全体の57%を占めているのです。一人ひとりの力を合し後見業務を遂行することは大切ですが、今後増大するであろう被後見人に対応するためには、ぱあとなあ会員、団体組織として「法人事務所」の方向検討が必要ではないでしょうか。

他にも、いくつかの「ぱあとなあ会員」としての課題がありますので下図に挙げてみました。

(数字は、日本社会福祉士会 HP 2016/1月時点の集計数字)

	課題	補足説明
1.	多くの会員において、後見人業務件数は少数である。 →リレー型の適用により、後見件数を多くできる	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の多くは、福祉施設職員や公務員等との兼務である。 ・福祉的な側面は強いが、社会保障や法制度に経験不足。 ・後見業務で迎えるべき、「死」に向かうことを躊躇している会員もいる。
2.	独立して事業としている会員は少ない。 →報酬の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・法的、また社会保障などで問題のあった際、相談できる環境が少ない。 ・後見人として、権限を行使しないと法的に訴えられることを危惧しているよう。
3.	被後見人の関係者に勇気をもって「物申す」ことができているか。 →権利擁護の観点	<p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約内容や見積書、請求書の不明瞭な点の確認 ・被後見人が施設入居者等の場合、先方に適切な介護ができているか確認 ・被後見人が損害にあった際の取消権行為 ・福祉給付金や障害年金等の不明点の確認 等
4.	見守り等だけに目が行き、本来の身上監護(契約等)に力が注がれているだろうか。 →事例研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係出身の人は、見守りや声かけになりがちな感じを受ける。 ・権利擁護の観点から、「後見業務」の第三者点検をする必要はないか

以上